

《論文》

日本社会思想の存否

—— 日本社会において社会思想の形成はありうるか ——

山下 淳志郎

1. 社会思想とは

かつて高島善哉氏は『社会思想史概論¹⁾』の序章「社会思想史のあり方について」において、「社会に関する思想の歴史を扱うもの」として、たとえば政治思想史、法思想史、経済思想史等を例示され、これらは、「政治なり法なり経済なりにおいて成立した人間の思想の歴史」を問題としており、その「扱う対象が限定されている」のに対して、「社会思想史」を「人間の社会的行動や生活に現れた思想の歴史である」と定義すれば、「この定義はほとんど何も語らないことになるであろう」といわれている。事実、氏の云われるように「人間の社会的行動や生活は、あるいは政治的なものとして、あるいは法的なものとして、あるいは経済的なものとして成立するほかない」限り、社会思想史はすべて政治思想史、法思想史、経済思想史等々の何れかに帰属し、社会思想そのものの歴史は存在しないことになる。それ故社会思想史とは「これら諸思想の歴史の共通の広場において成立するものとして」、これら諸思想の「公分母」なのか、それとも「基礎前提」であるのかと云う疑問が生じ、それに答えるのは非常に困難であるとされつつも、氏はとりあえず社会思想を「人間の社会的解放の思想である」と定義付けられる。

確かに社会思想を論じる場合、氏の云われる如き問題の生じるのは必然である。しかしこれ

を日本に関して考察する場合は、果たして論ずべき対象としての社会思想そのものが存在するか、どうかか問題となり、この点を先ず明らかにせねばならないであろう。

そこでこの問いに対し、結論を端的に云えば、「日本に社会思想は存在しない」。なぜこのように結論づけられるのか。先ず第一に云いするのは、明治維新以後日本において市民自身が自ら形成主体として市民自身の社会を形成しえなかったからである。より厳密に云えば、市民自身による市民自体の社会形成が抑圧、弾圧され続け、自ら自分たちの形成すべき社会を意識し、その社会像を持ちえなかったからである。しかしこれを明らかにすることは、日本近代国家形成に係わる多くの諸分野、諸領域に係わる諸要因、諸原因の解明を必要とするため、極めて困難であり、これを個々の分野、領域毎に解明、論じて行けば、それこそその解明、論考は、高島氏の「社会思想史は政治思想史、法思想史、経済思想史等々の何れかに帰属し、社会思想そのものの歴史は存在しないことになる」との言に帰着するように思えるが、日本においてはむしろ政治思想史、法思想史、経済思想史等々は存在しても、社会思想は存在しないと、更に高島氏の言を借りるならば、社会思想を成立せしめる筈の「これら諸思想の歴史の共通の広場」としての「公分母」それとも「基礎前提」そのものが、社会思想の形成を阻止するものとして

存在していたと云いうのであろう。

以下の論考は社会思想の日本におけるこの不
存在の原因を、社会思想を成立せしめる共通の
広場としての公分母、もしくは基礎前提が社会
思想の形成を阻止するものとしてあったことを
明らかにしようとするものであるが、厳密には
上記の如く、日本近代国家形成に係わる多くの
諸分野、諸領域に係わる諸要因、諸原因の解明
を必要とするため、この論考ではその概要を論
じるにとどめざるをえない。しかしここで社会
思想と云う場合、高島氏はとりあえず「人間の
社会的解放の思想である」と定義付けているが、
この定義が可能となるためにも先ず、市民自身
の自らによる社会に対する意識化、社会像形成
が必要である故、社会思想とは「市民自身が自
ら形成主体として形成する社会についての像・
イデー、即ち市民自体の市民自身による社会に
ついての思想」と定義付けておくことにする。

2. 戦後50年の視点からの問題

1945年、敗戦とともに封建的、絶対的天皇制
国家は崩壊し、民主国家に移行、国民を主権者
と明記した日本国憲法が1946年11月3日公布、
1947年5月3日施行され、明治以降長い間、封
建的、絶対的天皇制国家主義の抑圧の下で自由
を奪い取られ、精神的（身体的にも）逼塞状態
に置かれていた国民は、この民主憲法をそれこ
そ待ち望んでいたかの如く、双手を上げて受け
入れたのであった。しかし支配者は敗戦直後の
暫くの間は占領軍アメリカによる日本非軍事化
を目的とした民主化占領政策のため、民主化の
方向を示しはしたものの、基本的にはこの国民
の願い、姿勢に反し、それまでの封建的、絶対
的天皇制国家を維持し続けようとしていたので
あり、それ故アメリカの占領政策転換とともに
日本の国家政治は直ちに憲法改変の方向を明ら
かにし始め、そのための体制固めとして、レッ

ドページ(1949)、警察予備隊新設、戦争責任者
の公職追放解除(1950)、政令改正諮問委員会設
置とそれによる諸制度の改革（逆コース・プロ
グラム提示）、対日平和条約と結び付いた日米安
全保障条約（1951）、池田・ロバートソン会談
（1953）、教育公務員特例法の一部改正と教育の
中立性確保に関するいわゆる教育二法（1954）、
教育委員会の公選制から任命制への転換(1956)
等々が次々と定められ、80年代になると新国家
主義が台頭し、90年代に入ると憲法の明文改変
があらさまに主張されるようになってきたの
である。要するに問題は戦後においても日本国
民は自らの社会を民主社会として自ら描き出
し、形成しえたのか、或いはなしうる可能基盤
と条件を保持しえたのか、と云うことである。
事実はそれに反し、むしろその可能基盤と条件
を奪い取られ続けており、またこの基盤、条件
の剥奪に対し私たち国民は明治以来の支配、管
理、統制に馴致させられた姿勢をなお保持し続
け、そのことにより戦後政府・国家の政治方向
は益々明治以降の天皇制国家復活の歩みを加速
させても来たると云いうる。そこで私たちが問
いただし、明らかにせねばならないのは、一つに
は国家政府の政治施策の意図と方向が如何なる
ものであるかと云うことであり、二つにはそれ
に対する国民の政治意識、生活意識、社会観が
如何なるものであるかと云うことであるが、現
時点でこの復古過程を見ると、この二つが共
に1954年12月に鳩山内閣の成立を境にしてその
問題性を明らかにしてゆく。

第三次吉田内閣（1949～1952）とアメリカと
の交渉時岡崎外相が言明していた（1952）日本
の再軍備にとり矛盾となっていた憲法第九条を
巡っての改正問題が鳩山内閣において公然化
し、第九条改正による軍隊保持の明記のみでな
く、天皇の元首化、家族制度の復活、人権の制
限など、明治憲法への復古的色彩を色濃く示し

た改正案を、現憲法はアメリカによって押しつけられたものであるとの観念を国民に抱かせることにより、1955年2月の総選挙を通して、実現しようと試みられるが、革新護憲派が議席の三分の一を獲得し、改憲派は改憲に必要な三分の二の議席を得ること出来ず、失敗する。しかし政府はこの事実に必要な三分の二の議席を獲得するため小選挙区制法案を上程するが、これも失敗に終わり、憲法改正問題は政治の表面から影を潜めるが、80年代に入り再びその姿を現し、そのために必要な議席数獲得のための小選挙区制も再上程され、現在はその議会通過成立により、まさに現実的な問題となっているのである。

3. 戦後国家・政府の政治施策の方向

1) 天皇制（国体）護持と天皇位問題 或いは国体護持とポツダム宣言受諾

戦後国家・政府の政治施策の方向は原初的には戦後開始のその時から既に始まっていたと云う。即ち日本の敗戦（降伏受諾宣言）そのものが天皇制国家と云う国体護持を意図してなされたものである限り、以後の日本再建、復興は基本的には天皇制国家の再建、維持そのものを目指したものであることは必定であった。

日本のポツダム宣言受諾による降伏宣言は所詮天皇の天皇位存続可能か、否か、つまり日本の天皇制国家と云う国体護持が可能か、否かを巡って容易に決着されず、二発目の原子爆弾が長崎に投下され、広島に続く言語に絶する悲惨な被害を市民が蒙った八月九日の夜になって始めて、しかしその際も尚「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解」を留保するとの如く、国民の生存安全を考えたのでは全くなく、ただ天皇の存続、国体護持のみを考えての降伏受諾であったのである。

そしてアメリカの日本占領支配が始まり、日本が占領国アメリカの支配政策である日本の非軍事化、民主国家形成に順応せざるをえず、それ故支配者は民主国家政体を取り、その方向へと進まざるをえないが、その真意は明治以来の天皇制国家の維持そのもの（国体護持）であったことは明らかである。実際敗戦直後、軍部の抗戦論者を抑えるために皇族の東久邇宮稔彦を首相とした内閣は国体の護持継続を第一の作業とし、そのため第一には降伏決定に反対する軍人・右翼の直接行動の阻止と、第二には革命運動の脅威の未然の防止のための左翼分子・思想犯前歴者・要注意者の一斉検挙の準備、並びに強制連行され強制労働を強いられていた朝鮮人・中国人への警戒を治安対策として指示し、国民の主権、言論・思想・宗教の自由を弾圧し続けてきた治安維持法を廃止することなく、政治犯、思想犯として収監された人々を依然として収監し続けていたため、これも政治犯の扱いに強い関心を持った外国人ジャーナリストの力に押されたGHQの命令「政治的民事的及宗教的自由に対する制限撤廃に関する覚書」（1945）により始めて廃止される程で、基本的には支配者は国民に国家、社会形成の主体、主権者であることを認めようとせず、明治国体を護持することのみに固執していたのである²⁾。

「思想取締りの秘密警察は現在なお活動を続けてをり、反皇室の宣伝を行う共産主義者は容赦なく逮捕する。——更に共産主義者であるものは拘禁を続ける。——政府形体の変革とくに、天皇制廃止を主張するものは、すべて共産主義者と考へ、治安維持法によって逮捕される³⁾」は当時政治犯釈放に努力していたロイター通信東京特派員R.リュベンに山崎巖内相が面会時、語った言葉であるが、支配者にとり何よりも守るべきは国体護持、即ち天皇制国家維持継続であった。そしてこのことに最も執着

を示していたのは天皇自身であった。

占領支配の進展と共に連合国による戦争責任追及が始まると、天皇制維持の問題は天皇の戦争責任、天皇位退位の問題として現出し、「国体護持（天皇制維持）のためには国民投票による国体（天皇制）の確立と天皇退位と摂政擁立」を主張する支配層内の天皇退位論や、嘗ての重臣、木戸、近衛等の退位進言に天皇自らが抗し、他方アメリカGHQから指示、要求された憲法改正に対する政府の改正案が権力、権威を集中保持する天皇の存続など、明治憲法と何ら変わらないため、不満と怒りを抱いたGHQ自身が日本政府に手交した憲法草案（1946.2.13）の、権力を所有しない「象徴」としての天皇規定に「今となつては致し方あるまい⁴⁾」とこの草案を受入れ、終極的には講話条約発効にともなう独立記念式典（1952.5.3）で「過去を顧み世論を察し、沈思熟慮あえて自らを励まして負荷の重きに耐えん」と、今後も天皇位に在位し続けることで、自らこの退位問題に終止符をうち、昭和天皇は天皇位在位のまま、天皇制存続の可能性を保持したのである。しかもこの可能性が現在では、これまで支配者層によって作られ続けて来た既成事実を現実的判断の名において、同じくこれまで護憲派と自称して来た政党、諸団体が追認して来たことにより、明白に顕在化して来ており、支配者層政党に止まらず、野党をも含めてのオール与党的政治状況が現出し、憲法改正が公然と論じ始められ、特に読売新聞が昨、1994年11月3日、自衛力保持を明記し、対外関係に関し天皇に元首性を認めて、その政治的復権の可能性を潜在化させた「憲法改正試案」を発表し、更には本年5月3日、自衛力保持に係わる「総合安全保障政策大綱」を発表した。しかし改憲問題はここに至って突然浮上したのではなく、むしろ鳩山内閣で果たしえなかった改憲が、果たしえなかった条件、原因の除去、排

除に支配者層が努めることにより、彼らがやつと改憲可能状況を獲得した結果である。彼らは現日本国憲法はアメリカに押しつけられた憲法であり、それ故我々自身による自主的憲法を持たねばならないと云う。しかしこの改憲自体がむしろ押しつけられたものである。もしも現日本国憲法が押しつけられたものであるならば、その改正の機会には既に存在していたのであり、その機会を意識的、或いはある種の意図の下で放棄したのが、保守的支配層であり、特に天皇制を頑なに護持しようと、あらゆる天皇退位論に抵抗していた吉田茂である。

2) 憲法制定直後の改憲論と国民の政治からの切断、分離

憲法改正の機会には既に、日本占領管理のため、米、英、ソなど11カ国によって構成される最高機関である極東委員会が1946年10月17日、既に草案として提示され、日本の国会で採択、公布されると予想される日本国憲法は、連合国並びに日本の国会で十分に審議されていない故、「憲法施行後一ないし二年の間にその憲法の再検討すること」を指示し、この指示はアメリカ占領軍最高司令官マッカーサーから政府に1947年1月、伝えられていたのである。しかしこの再検討の最終期限の1949年4月、国会でこの問題が問われた時、吉田は首相として「政府においては、憲法改正の意見は目下のところ持っておりません」と云い切っているのである。つまり制定され、施行されている憲法を維持すると言明しているのである⁵⁾。では何故彼はこの時憲法改正を主張しなかったのであろうか。彼はこの時改憲を云うことは、むしろ逆に彼の考える国家、政治とは違うものになること、即ち天皇の退位論が活発化し、天皇を退位に追い込む可能性が生じることを読み取っていたからと云い得る。現にその前年、芦田内閣の、社会党から入

閣した鈴木法務総裁が、此の憲法改正について、「根本的な問題として天皇が自発的に退位できる規定が必要」と述べていたのであり、この時点での改憲はむしろ天皇の退位、天皇制廃止への方向づけが予想されるものであったのである。そしてその結果は既に述べたように鳩山内閣における改憲の失敗である。それ故改憲はその可能条件の創出、護憲勢力の減殺、排除を必要とし、そのため第一の可能条件として先ず何よりも必要なのは保守勢力の国会における絶対多数である。それ故それまでの自由党と民主党とは、安定多数勢力を恒常的に保持し続けよう、いわゆる保守合同し、その後は自由民主党として長期政権の座を維持し続けるのであるが、しかしこの絶対多数は改憲にとって必要であるとしても、これで充分とは云い難い。何よりもそのために必要にして十分な条件は、国民を政治から分離、切断し、政治に対し無関心たらしめることであり、これは1960年の池田内閣により打ち出された所得倍増計画を伴う高度経済成長政策によって進められたのである。

3) 高度消費社会の創出と国民の消費生活への埋没、政治への無関心化

高度経済成長政策、これは敗戦国日本の戦後復興にとっての確かに画期的な政策であったが、しかしこれは同時に敗戦国日本が占領国アメリカに精神的・文化的にも従属してゆく大きな第一歩であった。この点に関し1985年8月22日米国国務省公表の米国対日、対中関係外交文書「米国の外交関係1952—54年、中国・日本編」は「日本独立に際して米国の対日政策の基本指針となった国家安全保障会議の『対日中期政策』の一連の文書 (NSC125の1-6号)」でアメリカが「再軍備や貿易立国によって日本を自由主義陣営の重要な一翼にしようとして」おり、「経済面では日本が共産圏である中国の原料に依存しな

いよう注意しつつ、アジアの非共産主義諸国との貿易拡大を助成する方針を示し、日本の貿易立国を促すことによって国内の生活水準の向上を図り、国民が共産主義勢力に組み込まれるのを防ぐ」と考えていたことを明らかにしていること⁹⁾を見る限り、この高度経済成長もアメリカの国際戦略上の対日政策の重要な一環として展開されたものと見なければならぬであろう。そしてこの経済政策が高度消費社会の創出政策として、日本におけるテレビ放映の開始(1953.2.1)とその視聴の普及拡大というアメリカ上院議員ムントの提唱するマスコミ政策とも結び付けられ、日本国民は、いわゆる三種の神器と云われたテレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫で代表される家庭電化時代の開始(1955)と共に、茶の間の中にもまで堂々と入り込んでくるセールスマン、即ちテレビ・コマーシャルに引かれ、「最早戦後ではない」と云う宣言(『1956年度経済白書』)と世界的にも奇跡と云われる程に急速な成長度を示す高度経済成長により、暗かった日本を通り抜け、明るい未来の日本が約束されていると云うイメージに引かれ、インスタント時代、レジャーブームを経て、モータリゼーション時代でもある大衆社会化時代と云われる使い捨ての高度消費社会へと一斉に没入してゆき、こうして個々人はただ「私」生活の重視、私生活主義、マイ・ホーム主義に埋没し、NHK放送世論調査による『日本人の意識調査』では「今の生活に満足している」、「どちらかといえば満足している」は合わせて1973年では78%であったのに対し、1978年では85%の如く10%上昇、同じく総理府の『国民生活に関する世論調査』では中流意識は1970年代以降、90%以上を保持し続け、この調査の世論操作的役割も作用し、私生活主義は益々加速され、国民の政治からの分離、切断が進められ、政治への無関心層が増大していったのである。

4) 教育に於ける統制・管理化——脱政治・没政治意識化

しかし政治からの国民の分離、切断、政治への無関心層の増大は学校教育を通して進められた。勿論政治への無関心化、脱政治化の醸成に先立つ教育の復古調はアメリカの占領政策転換の一環として進められ、CIE教育顧問イールズによるいわゆる共産主義教授と見なされるものの追放勧告である全国30大学におけるイールズ事件(1949.7.以降)、続いて全国教育長会議では「赤い教員追放」決議がなされ、こうして教育におけるレッドバージが朝鮮戦争直前の、民主主義は民主主義でもアメリカの志向する反共民主主義、反ソ世界戦略に反する諸勢力、共産主義(的)勢力、人民自らの、下から盛り上がり来る民主主義勢力への強権弾圧、排除、抹殺として広められていったが、これは以後育ち行く日本の子供たちの、それゆえ今後の日本人の意識的、精神的、思想的状況を規定し、決定付けるものとして大きく、又根深く、そして長期に渡って日本社会を支配して行くのである⁷⁾が、この支配者による上からの強権的反ソ、反共、「愛国」の意識的、精神的、思想的状況が教育の場面で徹底して最底辺の子供の意識にまで浸透するためには、より一層画一的な浸透組織、制度を媒介機構として整備する必要が支配層にはあった。そしてこのために文部省による国旗掲揚、国歌斉唱勧告通達(1950)、道徳教育振興方策発表(1951)、教育における政治的中立に関するいわゆる教育二法(1954)など一連の施策が、池田・ロバートソン会談(1953)で明らかにされた日本における愛国心の育成教育のアメリカに対する約束と並ぶ形で打ち出され、更にこれらの動きを決定付けるように、戦後間もなくアメリカの民主化政策の下で設けられた教育委員会の公選制が任命制へと転換され

(1956.6.30.)、これにより国家、政府の政治意図が文部省——各都道府県教育委員会——各市町村教育委員会——各小、中学校長のルートで、「勤務評定」(1957.8.13.)によって管理されるに至った諸教師から子供たちへと、反核・反戦、自然破壊阻止、生活環境保護、障害者福祉など社会の内部に存在する人権擁護に関する諸問題、それゆえ憲法擁護に関わる問題の取り上げを可能な限り縮減、削除し、他方高度成長し、豊かに繁栄するよう見える日本の姿を強調する検定教科書を通じて、伝えられ、現実への無批判的精神、思想の土壌、風土が醸成されていったのである。

5) 経済界主導による人材養成と社会の工業化、労働力市場再編成

現実への無批判的精神、思想の土壌、風土の醸成は以上のように国民の物的生活と、それを助長するマス・コミュニケーション、そして子供たちに対する教育を通して推し進められたが、しかしこの国民の物的生活と直接結びつく「就職」問題に取り組みざるをえない若者、学生は、「騒乱学生に就職を保証せず」との関西経営者協議会の声明(1952.6.)の如く、この就職問題によっても、意識、思想の面で、操作、誘導され、若者たちはその結果ひたすら経済界が求める良き人材、労働力になろうと齷齪し、経済界はより一層資本の増殖、蓄積を求め、第二次世界大戦後の急速な科学技術の高度発達に見合う、より高度良質の労働力、人材を要求し、職業教育の強化、科学技術教育の振興を主張し、(1951.11.16.以降、特に1956~57)、教育の産業構造に適合する産業教育としての完全な体系化を図り、その完璧な出発点として、所得倍増計画に伴う人材育成としての「ハイタレントマンパワー養成教育」、即ち「(同一年齢層のうち)3%程度、これに準ハイタレントの層も入れて

5ないし6%程度が検討の対象」と考えられる「経済発展における人的能力開発の課題と対策」(1963.1.14.経済審議会答申)を打ち出したのである。

しかし教育のかかる産業構造への組入れはまた同時に、労働力市場の再編成でもあり、産業界は一方では教育にハイタレントマンパワーの養成を要請するが、僅か3及至6%のハイレント層に入りえない多数の者をいわゆる中堅労働者、及び単純労働者として位置づけることによって労働者の階層配分をなし、これはまた学歴差による配分としてもあり、この結果教育現場においては、生徒、学生たちは互いにより上位の階層、つまりより高位の賃金層であるより上位の一流企業を目指して凌ぎ合い、落とし合う敵対者に化し、教師自身もより多くの教え子の一流上級校進学を自己の業績として競い合い、各家庭もまた日常生活の安定を求める親の子供への期待として、より多くの収入の可能性ある一流大企業志向の温床となり、こうして日本社会はまさに全面的・総体的(丸抱え的)に高度経済成長のための産業戦争の戦場とも云われうる競争現場、修羅場と化して行ったのである。

1950年代半ばから始まった高度経済成長は、確かに日本に物的繁栄をもたらしたかのようにみえたが、この繁栄はむしろ日本社会の表面に現れた一つの仮象、徒花であるに過ぎず、1967年に母親に暴力を振るう子供が急増、1977年には夜ごと息子の暴力に悩み苦しんだ父親が耐えかねて、その息子を殺害し、翌年母親があと追い自殺する如き事件が生じるなど、家庭内暴力が流行語として一般化する。しかし労働力の再編成は他方では、より多くの労働力の獲得を目指して、先ずは農業人口の削減、食料自給率の低下と云う犠牲を払って、農村労働力の吸収に務め、次いで主婦層を中心とする女性労働力

の有効利用に進むが、これらの労働力獲得を可能ならしめるのは生活費補充のためと云われる出稼ぎ、共稼ぎ、パートタイマーを国民に必然たらしめる前提条件としての低賃金政策であった。それ故これら出稼ぎ、共稼ぎなどは生活費補充のためと云うよりは、むしろ労働賃金の一部として考えられるべきもの、つまり低賃金ゆえの、夫婦共に働いて始めて一人前の労賃となると云うべきものである⁹⁾。こうして日本における労働政策、賃金政策、社会政策はいまだ尚、低賃金・長時間労働を強いる前近代的なものであり、しかしそれにも拘らず労働者であり、消費生活者でもある国民は一方では個々の企業組織に、そのイエ組織の一構成員の如く組み込まれ、奉仕させられ続け、他方では無力そのものである国民個々人は、本来かかる自らの生存権、即ち労働権、労働者の権利、消費者の権利の擁護を目的として存在する労働組合、消費者組合、住民運動の衰退の結果、支配層の大勢力に対して自らの生存を守るための媒介たる中間勢力を失った(実際には放棄した)無力丸出しの、いわゆる「甲羅のない蟹」となっているのである⁹⁾。

6) 戦後国家・政府の政治施策の方向と国民の生存(総括的把握)

敗戦の事実が明白となっているにも拘らず、ポツダム宣言の受諾を遅らせ、広島、長崎を第一とする大量の国民の犠牲を出したのも、天皇制国家を護持しようとする日本国家政府、支配層の基本姿勢の結果であったが、この姿勢が戦後日本国家・政府の政治施策をも基本的には方向付けさえもしたと云いうる。その点で日本の支配層はアメリカの占領政策転換により、失いかけた機運を改めて握み取ることが出来たとも云いうる。アメリカは占領政策の遂行のため、天皇の存在を大いに利用すべく、その戦争責任

を免罪し、天皇の存続を認めたが、アメリカにとっては日本の非軍事化、民主化こそが占領政策の基本原則であった限り、支配層の意図する国体護持、天皇制の継続は不可能になるか、可能であるとしても、極めて困難であると予想されたが、日本の共産圏への防波堤としての軍事化、及び東洋における工場地帯化への占領政策転換は占領下におけるそれまでの諸法規、制度の見直し、検討を日本の支配層に許容し、ここで支配層は嘗っての国体を再興するチャンスを握んだのである(1951.5.14.)。こうして権力の国家への集中化が始まり、戦後直ちに創設された自治体警察は国家警察へと集中統合され、教育も国家権力により管理、統制される愛国心教育へと改変されて行くのである。しかし支配層の意図する国体護持は一方では天皇制の存続により構想されているが、他方では資本家の資本主義産業確立と結合することによる実現が構想されており、そのため戦前、戦中の農業、農村の維持を基盤とするのではなく、むしろ農村労働力の工業労働力への転換による農村の衰退化、過疎化を推し進めることによる実現が構想されたのである。

戦前においては天皇制国家国体護持は家父長制的イエ制度を基本原理とする本家・分家関係、地主・小作制度に基づいたムラ組織を基盤とし、それなくしては天皇制そのものは崩壊する故、支配層はあらゆる権力機構を動員して家父長制的イエ制度、本家・分家関係、地主・小作制度の維持、温存に務め続けて来たのであるが、このムラ組織の維持、温存は資本主義産業の側からすればその発展にとり阻害要因であり、むしろその組織の弱体化、衰退化こそ求められるべきものであったのである。明治以降の日本近代国家はその天皇制国家護持のため、一方での前近代的封建遺制であるムラ組織と、他方での近代資本主義生産様式との、全く矛盾し合う二つの

原理の上に跨がり、それら両原理のバランスを政府、官僚が図るように、存在して来たのである。しかし敗戦後は先ず封建制の打破として地主・小作制度の解消として農地解放が、イエ制度の解消として家族制度の改変がなされ、こうして資本主義生産は、これまで存在した足枷が取り払われ、以後自由にその発展を保障されるに至ったのであるが、更にアメリカの占領政策転換により日本の資本家は活力を与えられ、まさに自由奔放にその生産活動を展開して行くのである。資本家の自由奔放さは農村からの低賃金労働力の引き出し、利用、生産基盤の開発造成、次世代労働力の育成としての教育、更には共稼ぎ、パートタイマーと云われるより低賃金の女子労働力の利用と、工業製品の輸出に対する農産物の輸入自由化と、それに絡まる食料問題、農薬・有害添加物による健康問題など国民の生活全般に関わる多くの分野、領域を支配し、動かし続けて来たことに見られる。大量生産と大量消費の社会の機構はまさにこうした資本家の支配そのものであり、国民の生活はこの資本家により、彼らの意図、計画の下で造られ、生産されたものであり、より厳密に言えばこの生活そのものも大量生産により、大量に消費させられるべく、販売され、購入させられ、消費させられている商品そのものと化しているのである。それ故私たち国民は自ら生活主体であることを消失しており、大量の商品消費の中に埋没してしまい、主体的に自らの生活、社会を構築する事を放棄してしまっているのである。即ち私たち日本国民は自ら市民として建設すべき社会の理念、ヴィジョンを持つともせず、文化的と銘打たれ、レッテルの貼られ、包装されて与えられ続ける商品としての生活に溺れ、自ら市民として建設すべき社会の理念、ヴィジョンを、それ故自らの社会思想を生み出し、持続することも出来ずに居続けるのである。

それ故私たちは敗戦直後アメリカの戦略爆撃調査団の行った尋問調査の結果分析報告書が示している結論部分の「日本人は生き続けるために食糧を漁り廻っている。政治的意見も、国の将来に対するヴィジョンもほとんど持ち合わせていない。何よりも先ず日本人には満足しうる生活水準を享受させるべきである。即ち豊さを彼らに与えるべきである¹⁰⁾」と云う言葉を、当時既に日本人は主体的に自らの進むべき方向理念、思想を持ちえないこと、また持とうとしていないことを洞察していたものと、残念ながら認めるしかないであろう。

4. 敗戦後日本の社会思想非存在性の根拠

—— 豊かさの外在化（物化）

と象徴の内面化（内在化） ——

国民生活白書によれば、1953年「世の中の正しくないことを押し退けて、清く正しく暮らす」を生活目標とするものは29%で1位、「金や名誉を考えず、自分の趣味にあった暮らしをする」を目標とするものは21%で2位であったが、5年後の1958年では前者は23%で2位、後者が27%で1位となり、生活上の価値観が逆転している。1953年にはテレビ本放送が開始され、1955年には5万台の普及に過ぎなかったが、翌年の1956年には30万台を越え、以後1957年50万台突破、1958年100万台突破のように、年々その普及台数は急上昇し、1960年には500万台を突破して、普及率は非農家44.7%、農家11.4%となるが、その後も上昇を続け、1965年では非農家90.3%、農家89.2%、1969年には非農家94.5%農家89.2%となり、日本の殆どの家庭にテレビは広まってしまい、それに伴い広告費も1958年には1,000億円を突破、1953年では総広告費491億円で僅か1億円であったテレビ広告費は、1960年には総広告費1,740億円で22.3%、388億円と云う大きな比重を占めるに至ったことに見

られるように、日本人の日常生活は大量に生産され、広告・宣伝・販売される家庭電化・耐久消費財を中心とする、インスタント食品、レジャーブーム、モータリゼーション時代でもって象徴される如く、大量生産商品消費市場に包み込まれ、こうして生活上の価値観は大きく転換し、「経済白書」は1956年、既に「最早戦後ではない」と宣言したのであり、その後日本はいわゆる「豊かな日本」と云われる国となり、日本人全てが「中流」と云われるほどに、飽食、使い捨て、浪費を遊ぶ日本となって行ったのである。

以上見られた日本人の生活、及び生活観の変化は別の見方からすれば、生活の外在化とも云いうるものである。企業＝資本が、工場内のアセンブリライン・システムの流れ作業過程のように、絶えず国民に流し、与え続ける商品を、アセンブリラインの前に立ち、休む間もなく作業し続ける工員のように、絶えず追求め、消費し続けているのが国民の生活実態であると云いうる。国民は自分自身の生活を持ちえておらず、それを自己の外部に求め、見出し、それを「自己の生活」と思いなしているのである。云うならば、それは自己を無くした生活、主体性のない生活である。それ故こうした生活を中流と云うならば、それは明らかに幻想そのものであり、その意識は幻想的中流意識そのものであるにすぎない。自己の意識とは自己に対する自覚的意識でなければならぬ。自己の自己に対する自覚的意識こそが自己意識である。しかし以上の生活意識は自己に注視することなく、常に自己外の物的消費財に目を移し、心奪われたままの意識であり、その外的なものによって埋め尽くされた意識であり、その限り自己に立脚するのではなく、外部のものに立脚した意識、つまり逆立ちした意識である。しかし生活者はこれを自らの意識と思いなしているのであり、

その限りにおいてそれは明らかに虚偽意識である。

虚偽意識、それはそれ自体としては一つの意識であり、その限りにおいてそれ自体の現実性を有し、その世界を繰り広げもする。中流の幻想世界はまさにかかる虚偽意識の繰り広げた世界であり、それはまた耐久消費財の所有差により秤量、評価されるステイタス・シンボル、即ち自らの社会的存在位の象徴として消費者意識内へ内面化され、繰り広げられた世界でもある。それ故にこの世界は消費生活者の日常生活において、絶えず自己内に内面化されたものとして、それ故自ら創出した自己の日常世界として日常性を装い示すのであり、この日常性、あるいはこの中流の幻想の日常化が、まさにそれ自体日常的であるが故に、現実性そのものであるように受け止められるのである。しかしこの現実性は以上からして明らかに逆立ちした現実性、転倒した現実性であり、虚偽意識の現実性、本質的には仮象そのものである。

虚偽意識の現実性、それ故その繰り広げた世界の現実性の根拠は以上のことから明らかにその意識にとり外的に存在し、大量生産・大量消費と云う運動を展開する資本そのものである。そこで一方では労働者として生産面で資本に対し労働力を提供し、つねに新しい価値を生み出し、他方では消費生活者として自ら生み出した価値を購入、消費するように強いられている大衆は「物質的生産の諸手段を自由に使用しており、そうすることによって同時に精神的生産の手段を自由に使用する」支配階級に「精神的生産の手段を欠いている」ものとして「服従している¹¹⁾」のである。支配階級は精神的生産の手段すら所有し、それを自由に操り、使用するのである。戦前、戦中、天皇制国家の維持のため、地主制度と均衡を持たされ、その完全な自由展開を制限されていた資本家（財界）は、敗

戦後は地主制度の撤廃とアメリカの占領政策転換により、その制限から解放され、資本の完全な自由展開を推進せしめることも可能となり、以上既に見られた如く、「物質的生産の手段」のみならず「精神的生産の手段」をも自由に使用するに至っているのである。そしてこの点において経済界は天皇制を「物質的生産の手段」及び「精神的生産の手段」として自らの生産システム、産業構造の内に取り込んでさえいるのである。即ち天皇制、従ってイエ制度を生産における雇用形態、労務管理のために取り込むことによって、いわゆる日本型経営を可能ならしめるのである。労働者が苦情、不満を言わず、低賃金で、長時間、従順に、勤勉に働くように、彼らが市民社会の一市民であるよりも、護持される国体、天皇制国家の一国民、イエに奉仕する一構成員の如く存在する方が経済界にとり好都合なのである。彼らが企業を「主」として、それに奉仕する一構成員であることが望ましいのである。それ故天皇が「国民の象徴」として存在することが望ましく、それ故に経済界は天皇制国家を維持するための愛国心教育をも強調するのである。こうして天皇は国民個々人の内に象徴として内面化され、そのことにより天皇は国民の意識の中に日常化された存在として存在するに至っているのである。

日本社会——と云うよりはむしろ日本国家と云うべきであろうが——の戦後の展開はそれ故、基本的には、明治以降の国家施策原理と同じ原理に従っていると云いうる。ただ明治以降1945年敗戦時まで続いた物理的(Physical)な強圧は後退し、精神的、意識的、心理的手段、方法によって、その国家施策が誘導、実行されているとの違いがあり、むしろこの後者の、即ち敗戦後の国家施策誘導・実施の方が施策としてはより一層高度化され、巧妙に仕組まれたものとしてあり、戦前のように直接的に管理統制、

弾圧・抑圧と分かるものではなく、その管理統制、抑圧が意識されない、或いは意識され難いものとなっている。そしてその実施の最前線にあるのが私たち生活者の生活と直接結びついたマスコミ、CM、及び教育である。国家原理はこれらの媒体を通じて極く自然的に生活者の中に入り込み、内面化、内在化してしまい、国家原理は「国家の」原理としてではなく、あたかも生活者個々の「私の」原理であるかのように意識され、個々の私人は自己の原理に基づいて行為しているかのように考えるに至っていると云いうる。云うならば旧来の国家原理が個人の内内に内在化し、それがあたかも自己の意識、観念であるかの作用し、国民個人が自らの社会を主体的に築き得ないようにせしめているのである。国民個人は要するに自ら築き上げるべき市民社会の理念像を描き出しえないように仕組まれているのである。

(1995.11.3.脱稿)

引用文献

- 1) 高島善哉、水田洋、平田清明『社会思想史概論』序章、昭和37年、岩波書店
- 2) 「政治的民事的及宗教的自由に対する制限撤廃に関する覚書」
『日本同時代史(1)』青木書店、1990年、p.87.
- 3) 山崎内相の言、『日本同時代史(1)』p.86.
- 4) 「致し方あるまい」、渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』青木書店、1990年、p.124.
- 5) 藤原彰、今井清一、宇野俊一、栗屋憲一郎編『日本近代史の虚像と実像』4、大月書店、1989年、p.91～93.
- 6) 1985.5.23. 朝日新聞、夕刊
- 7) レッドパージは教育界のみに吹き荒れたのではない。それは「占領軍、日本政府、経営者が一体となった共産党勢力への直接的弾圧で」、「大規模で組織的な権力による人権侵害」、また「言論機

関全体に矛先を向けた弾圧」であり、以後「日本の言論機関は客観性を装いながら、結局は権威に追従していく報道態度をやおうなく「学習させられることになり」、「戦後労働運動に大きな影響を与えた」のである。

『日本同時代史(2)』青木書店、1990年、p.108-110.

- 8) マルクス『資本論』マルクス・エンゲルス全集 第23巻 第1巻第4編第13章、p.515-516
- 9) K・マンハイム、高橋徹・青井和夫訳『現代の診断』みすず書房、1954年、p.134. Karl Mannheim *Diagnosis of Our Time: Wartime Essays of a Sociologist*, London, 1943. p.95.
- 10) NHKスペシャル「昭和20年・私の声～アメリカ調査団尋問テープ～」1994年8月放映
- 11) マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』国民文庫、p.89.f.

参考文献、資料

- 歴史学研究会編 『講座日本歴史 11. 現代1』
日本史研究会編 『講座日本歴史 12. 現代2』
1985. 東京大学出版会
- 岩波講座 『日本歴史 21. 近代 8』1977, 岩波書店
岩波講座 『日本歴史 22. 現代 1』1977, 岩波書店
岩波講座 『日本歴史 23. 現代 2』1977, 岩波書店
- 歴史学研究会編『日本同時代史1～5』1990. 青木書店
- 竹前栄治 『占領戦後史』1980. 双柿社
竹前栄治 『証言日本占領史』1983, 岩波書店
正村公宏 『戦後史 上、下』1985, 筑摩書房
升味準之輔 『戦後政治 上、下』1983, 東京大学出版会
升味準之輔 『現代政治 上、下』1985, 東京大学出版会
渡辺治 『現代日本の支配構造分析』1988, 花伝社

- 渡辺治 『戦後政治史の中の天皇制』1990, 青木書店
- 船越耿一 『天皇制と民主主義——戦後五十年の考察——』1994, 社会評論社
- 渡辺洋三 『日本安保体制と日本国憲法』1991, 労働旬報社
- 黒川俊雄、北田芳治、鷺見友好、井野隆一 『現代日本の経済構造』1988, 法律文化社
- 神島二郎、北岡伸一、五十嵐陸郎、今防人 『現代日本の政治構造』1988, 法律文化社
- 渡辺洋三、室井力、森秀樹、松井芳郎他 『現代日本の法構造』1989, 法律文化社
- 増島宏、福井英雄、佐々木一郎、松尾章一他 『現代日本の思想構造』1988, 法律文化社
- 松田浩 『ドキュメント 放送戦後史 I, II.』1980, 双柿社
- 岸本重陳、『「中流」の幻想』1978, 講談社
- 石川弘義 『欲望の戦後史』1989, 広済堂出版
- 山極晃、中村政則編 『資料 日本占領 I 天皇制』1990, 大月書店
- 大嶽秀夫編 『戦後日本防衛問題資料集』
「第一巻 非軍事化から再軍備へ」1991, 三一書房
「第二巻 講和と再軍備の本格化」1991, 三一書房
「第三巻 自衛隊の創設」1991, 三一書房
- 戦後日本教育史料集成編集委員会 『戦後日本教育史料集成第1巻～第12巻』1982～1984, 三一書房
- 塩田庄兵衛、長谷川正安、藤原彰編『戦後史資料集』1984, 新日本出版社
- H. D. DUNCAN, “*Symbols And Social Theory*”, New York OXFORD UNIVERSITY PRESS, 1969.
(H. D. ダンカン、中野秀一郎 柏岡富英訳 『シンボルと社会』木鐸社、1974)
(やました じゅんしろう、本学科教授)